

平成30年度第7回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年10月26日(金) 午前9時30分から

2 開催場所 町民センター2Aクラブ室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	宮嶋	智也
副主幹	石原	慎也
主任主事	窪田	武将

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

1番 小林 徳博 2番 井上 宗士

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議 事

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

会議の状況

【議長】

それでは第7回の総会を開催したいと思います。出席委員は、全員です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

今月16日に稲刈り体験がありましたが、ご協力いただきありがとうございました。来月は10、11日にJAのでてこいまつり、11日に二宮のふるさとまつりがありますので、関係される方がいらっしゃるといいますのでご協力をお願いします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第7回総会の議事録署名委員につきましては、1番小林委員、2番井上委員、お願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

このたび、10月3日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。なお、この届出の受理通知書を10月10日付で発行しております。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項2朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、井上整形外科の東側に位置する開発により宅地分譲された土地の北側の市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、当初、当該地の分筆前の地番である中里1611の筆で住宅敷地として農地転用の届出を平成23年12月28日に提出されましたが、開発による宅地分譲後、残地として残った当該地については、山林として管理していくことになったため、転用目的の変更により農地転用の届出がされました。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項3農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項3朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、富士見が丘田代公園の西側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。以上でございます。

【議長】

こちらも報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第11号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。初めに、NO1を小林委員お願いします。

【委員】

NO1の農地について、10月17日に中里地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。対象地の場所は、中里の栗谷台に位置する農地1筆で、面積は1,748㎡となっております。対象地周辺は、譲受人が耕作しており、当該地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。以上です。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、NO2を西山委員お願いします。

【委員】

NO2の農地について、同じく10月17日に中里地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。対象地の場所は、中里の峯山に位置する農地1筆で、面積は733㎡となっております。対象地周辺で、譲受人は耕作をしており、当該地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは補足説明をさせていただきます。お手元の議案第11号の関係資料をご覧ください。

NO1になります。1ページが許可申請書です。一番下の3、所有権移転の理由としては、譲渡人が耕作困難となったため、売却することとなっております。3ページの農地の利用状況ですが、譲受人は、自己所有地3,643㎡を耕作しています。

続いて4ページをご覧ください。申請地で「みかん」を作付するということです。5ページの農作業に従事する者ですが、譲受人およびその配偶者で農作業に従事するということです。6ページには、農作業の従事状況見込み、続いて7ページには周辺地域との関係、8ページには地域との役割分担の状況が記載されています。9ページに申請地の位置図、10ページに案内図、11ページに公図、12ページに営農計画書を添付しています。

譲受人は当該地の周辺農地を耕作しており、所有権移転後も引き続き当該地を含め効率的に耕作していくということです。なお、農地法第3条第2項の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」について、譲受人の所有農地は、全て耕作されていることを農地パトロールでも確認しており、農作業従事については本人およびその配偶者が従事し、譲受人の所有農地面積も下限面積の3,000㎡を超えています。

続いて、NO2になります。13ページが許可申請書になります。一番下の3、所有権移転の理由としては、NO1と同様で譲渡人が耕作困難となったため、売却することとなっております。15ページの農地の利用状況ですが、譲受人は、自己所有地5,142㎡を耕作しています。

16ページをご覧ください。申請地で「オリーブ」を作付するということです。17ページの農作業に従事する者ですが、法人の構成員である3名で農作業に従事するということです。18ページには、農作業の従事状況見込み、19ページには周辺地域との関係、20ページには地域との役割分担の状況が記載されています。21ページから農地所有適格法人としての事業等の状況、25ページに位置図、26ページに案内図、27ページに公図、28ページに営農計画書を添付しております。

譲受人は当該地の周辺農地も耕作しており、所有権移転後も引き続き当該地を含め効

率的に耕作していくということです。農地法第3条第2項の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」および「農地所有適格法人要件」について、譲受人の所有農地は、全て耕作されていることを農地パトロールでも確認しており、農作業従事については法人の構成員である3名が従事し、譲受人の所有農地面積も下限面積の3,000㎡を超えています。農地所有適格法人要件についても、年度ごとに提出される報告書および21ページからの事業等の状況で確認しております。以上、ご審議をよろしくお願いします。

【議長】

説明が終わりました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

特にないようでございますので、これよりお諮りします。議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は許可といたします。

続きまして、議案第12号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第12号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。秋山委員をお願いします。

【委員】

9月27日に中里地区農業委員および事務局で、対象農地を確認いたしました。対象地は中里字貝ヶ窪の7筆及び中里2丁目の3筆の計10筆となっており、すべて、農地として適正に利用されておりました。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第12号関係資料をご覧ください。対象地は中里貝ヶ窪および中里2丁目に位置する10筆となります。本案は、相続税の納税猶予を受けている者の申告期

限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものです。なお、中里2丁目の3筆につきましては、登記地目は「田」となっておりますが、現況は「畑」として耕作されております。以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

説明が終わりました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

相続税が猶予されるにはどのような要件があるのでしょうか。

【事務局】

納税猶予の申請されるときに現在の耕作状況、今後も耕作できるかの確認を行い、証明をすることがスタートとなりますので、荒廃農地になっているような場合は、納税猶予が認められないこととなります。

【委員】

所有者が亡くなり、農地として引き継ぐときに農地としても認められている場所であれば誰でも納税猶予を受けることは可能なのですか。

【事務局】

調整区域だと永年耕作、市街化区域だと20年耕作すれば猶予されますので、今後、耕作できるか確認を行い、審議を行うこととなります。その中で認められれば、納税猶予を受けることができることとなります。

【委員】

位置図の対象農地の中に建物がありますが、これは为什么呢。

【事務局】

公図と家屋図を重ね合わせているものなので、公図と家屋図の位置が正確に合っていないことと、農業用倉庫等も家屋図には出てきてしまっています。

【議長】

これよりお諮りします。議案第12号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり認める」といいたします。
本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時05分閉会